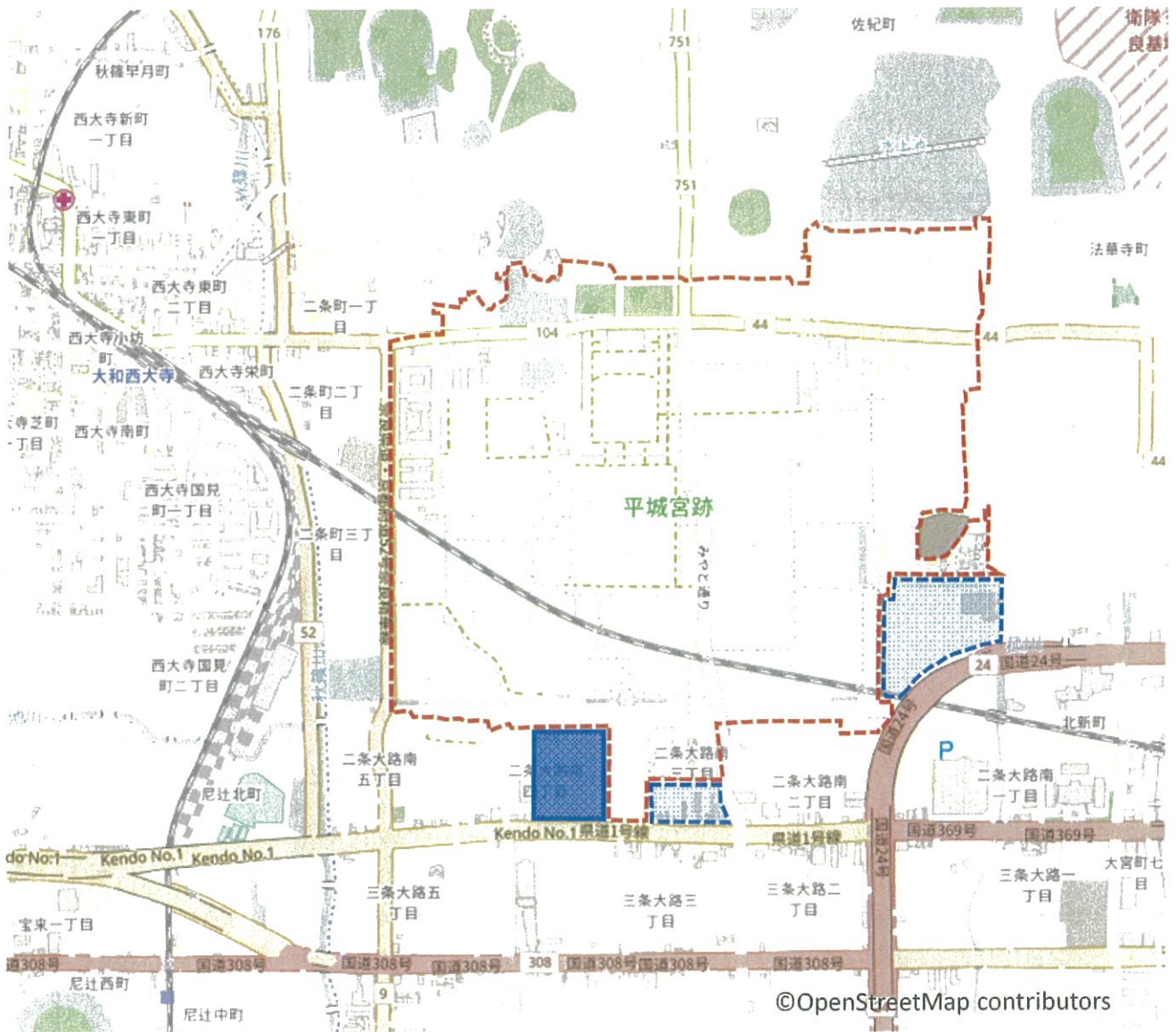



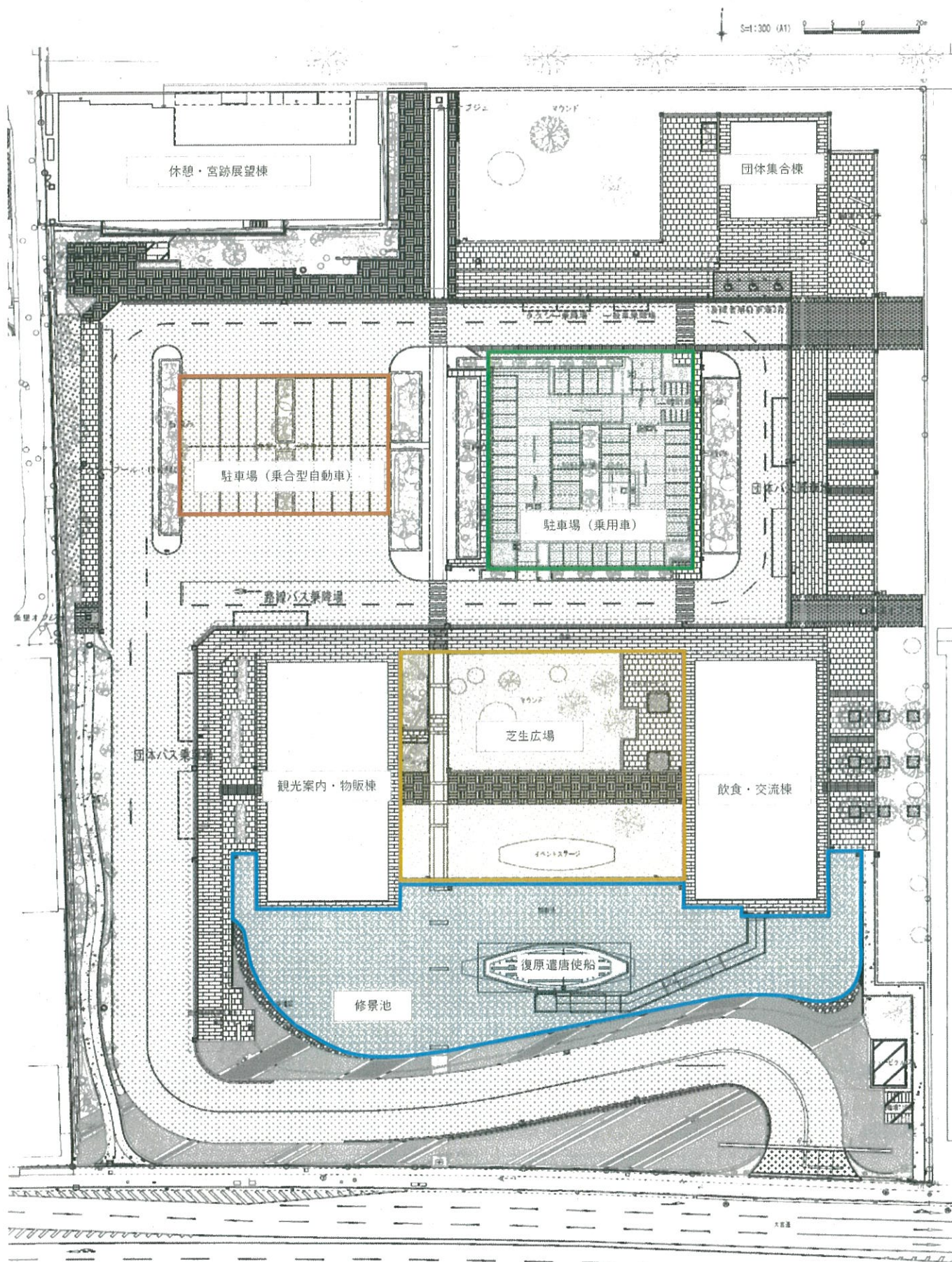


○ 平城宮跡歴史公園 位置図

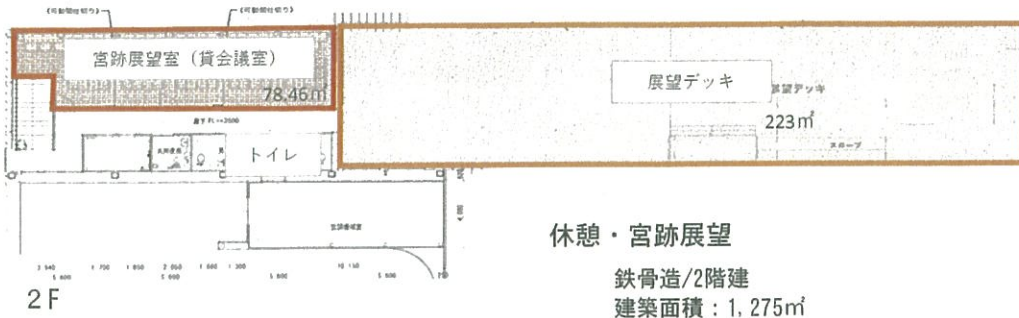


県営公園区域		平城宮跡歴史公園（観光交流拠点施設） （指定管理者を募集する区域）
		県が整備を予定する区域
国営公園区域		国土交通省が整備する区域

平城宮跡歴史公園観光交流拠点施設 敷地平面図

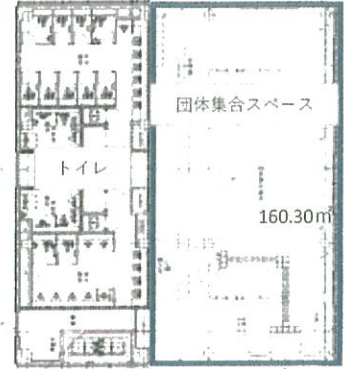


平城宮跡歴史公園観光交流拠点施設 施設平面図



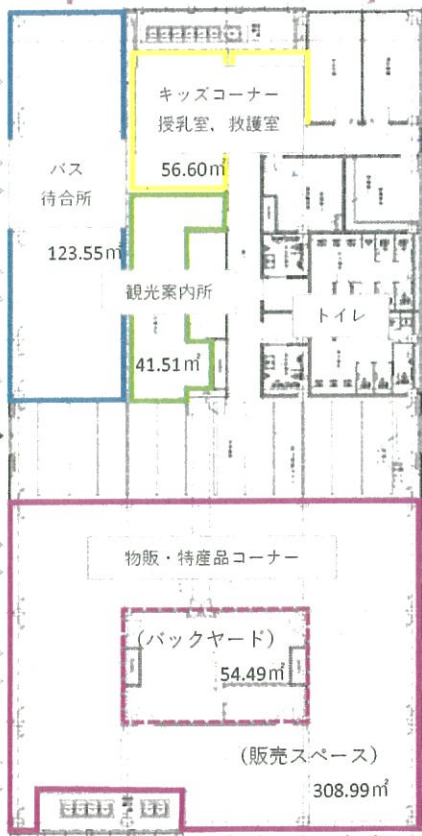
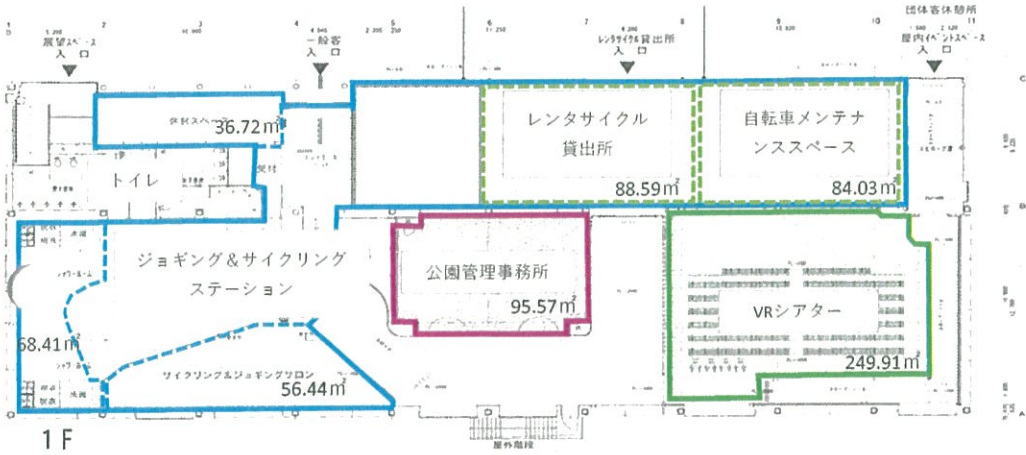
休憩・宮跡展望

鉄骨造/2階建
 建築面積：1,275㎡
 延べ床面積：1,721㎡

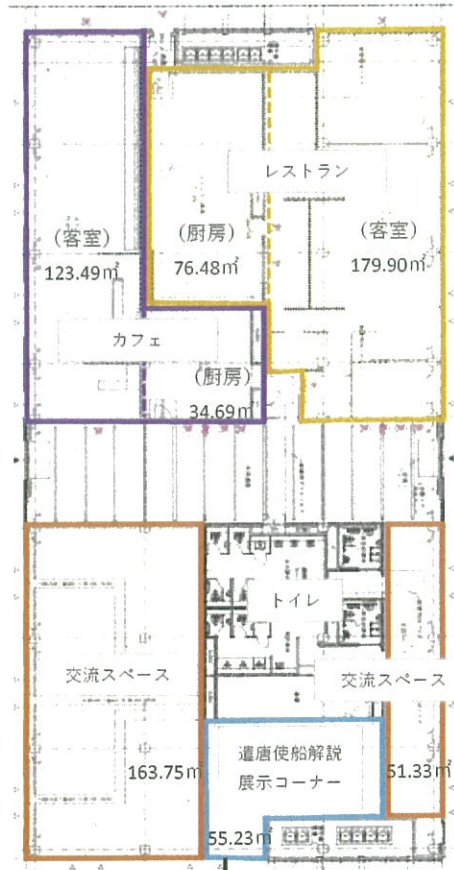


団体集合棟

木造/1階建
 建築面積：323㎡
 延べ床面積：270㎡



観光案内・物販棟 木造/1階建
 建築面積：1,058㎡



飲食・交流棟 木造/1階建
 建築面積：1,058㎡

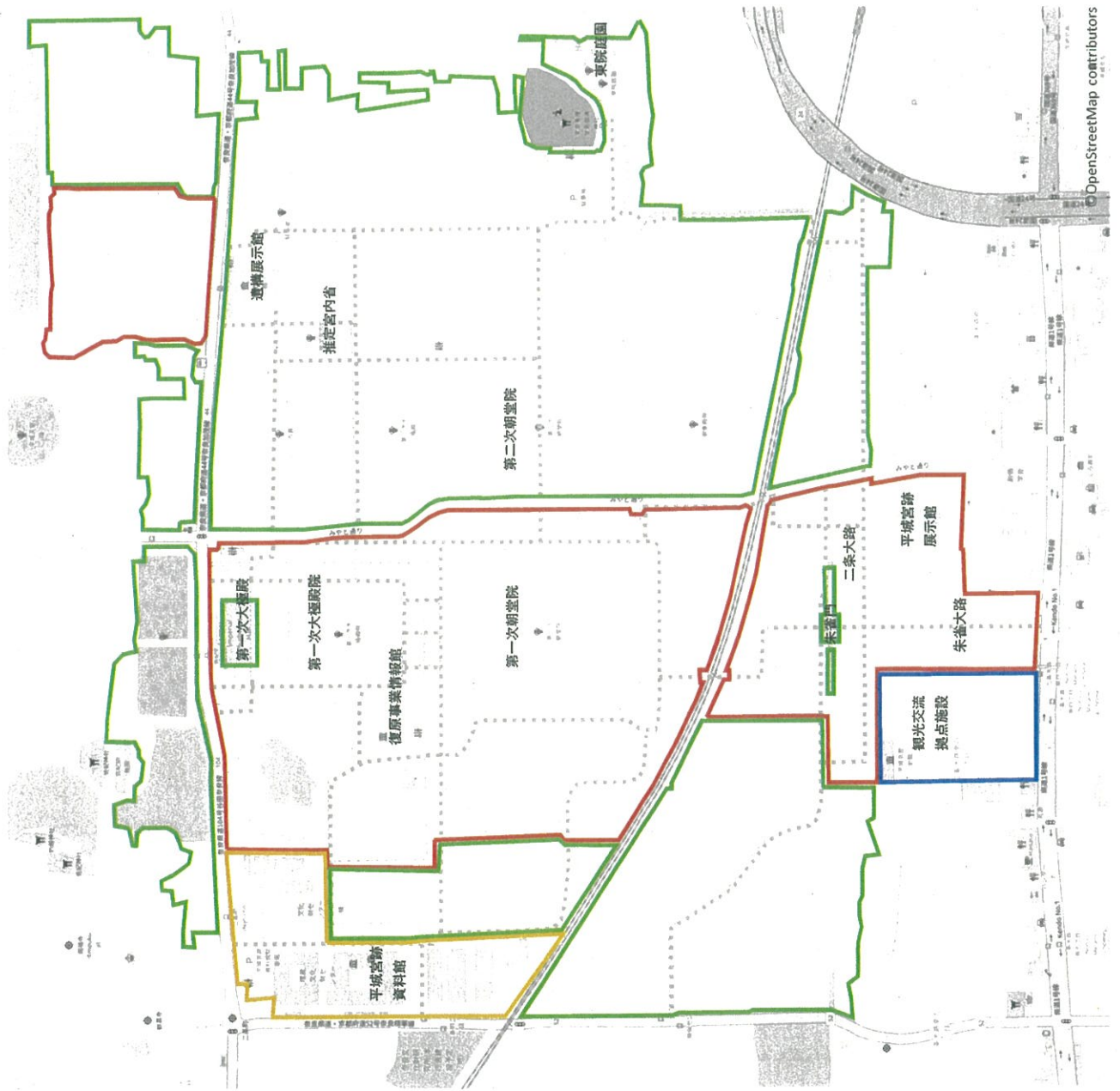
↓
 復原遣唐使船へ

○施設完成イメージ



平城宮跡歴史公園 (観光交流拠点施設)

平城宮跡内管理区域図 (H29.4月現在)



凡例

	奈良県管理区域
	国土交通省管理区域
	文化庁管理区域
	奈良文化財研究所管理区域

※管理区域は今後の整備状況等により変更になることがある

平城宮跡内施設来場者数

管理者	施設名	来場者数				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
奈良県	平城京歴史館	56,021	49,271	52,640	45,210	46,949
	朱雀門	169,225	145,866	131,317	122,215	126,727
文化庁	第一次大極殿	204,972	161,951	144,387	132,297	126,677
	東院庭園	34,569	28,922	25,422	25,826	26,326
	遺構展示館	53,607	47,441	38,880	36,832	34,461
奈良文化財研究所	平城宮跡資料館	132,295	124,515	108,896	109,188	105,334
国土交通省	復原事業情報館	-	-	-	-	22,281

※定休日は毎週月曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12/29~1/3)

イベント名	開催日	開催場所	主催
平成25年度			
平城京天平祭 春	5/3～5	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
奈良盆地一周シクロラリー	6/9	朱雀門スタート	奈良盆地一周シクロラリー実行委員会
スペシャルサマー2013	6/25～8/4	平城京歴史館	奈良県
平城宮跡資料館夏期企画展 「平城京どうぶつえん-天平びとのアニマルアート-」	7/13～9/23	平城宮跡資料館	奈良文化財研究所
平城京天平祭☆夏	8/30～9/1	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
2013クリーンアップならキャンペーン	9/1	平城宮跡	奈良県
なら奈良まつり	9/7～8	朱雀門前広場	奈良商工会議所青年部
平城宮跡資料館秋期企画展 「地下の正倉院展-木簡学ことはじめ-」	10/19～12/1	平城宮跡資料館	奈良文化財研究所
平城京天平祭 秋	11/2～10	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
東院庭園観月会 一天平元年絵巻—	11/9	東院庭園	奈良文化財研究所
奈良マラソン	12/8	朱雀大路	奈良マラソン実行委員会
スペシャルウインター2014	1/1～51/28～3/2	平城京歴史館	奈良県
≫餅つき大会	1/4		
≫遣唐使の足跡紹介と復原遣唐使船の内部公開	1/28～3/2		
平城京新春マラソン	1/12	平城宮跡内	奈良市走ろう会
平成26年度			
平城京天平祭 春	5/3～5	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
奈良盆地一周シクロラリー	6/1	朱雀門スタート	奈良盆地一周シクロラリー実行委員会

注 平成25年度から平成28年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

イベント名	開催日	開催場所	主催
オリジナルミニミュージカル 「大和絵巻～天平へのいざない～」	6/1・14・15	平城京歴史館前庭	ミュージークラスタカンパニー
スペシャルサマー2014 奈良時代の「占い・おまじない」	7/1～8/10	平城京歴史館	奈良県
平城宮跡資料館夏期企画展 「平城京ビックリはくらんかい-奈良の都 のナンバーワン」	7/12～9/21	平城宮跡資料館	奈良文化財研究所
平城京天平祭 夏	8/29～8/31	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
なら奈良まつり	9/6～7	朱雀門前広場	奈良商工会議所青年部
大和絵巻オリジナルミュージカル 惜夏の宴	9/6～7	平城京歴史館	大和絵巻実行委員会
2014クリーンアップならキャンペーン	9/7	平城宮跡	奈良県
東院庭園観月会-天平三年絵巻-	9/27	東院庭園	奈良文化財研究所
平城京横断@ゆるRUNツアー	10/4	平城宮跡内	らぼつ朋の会
平城宮跡資料館秋期企画展 「地下の正倉院展-木簡を科学する-」	10/18～11/30	平城宮跡資料館	奈良文化財研究所
平城京天平祭 秋	11/1～9	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
平城京ふおと&うおーく	11/15	平城宮跡	奈良市観光協会
古代体験したい人！集まれ～っ！！	11/29～30	平城宮跡資料館	国営飛鳥歴史公園事務所 平城分室
奈良マラソン	12/14	朱雀大路	奈良マラソン実行委員会
平城京歴史館Happy New Year	1/1～4	平城京歴史館	奈良県
「平城風」をつくろう・あげよう	1/18	第一次朝堂院	国営飛鳥歴史公園事務所 平城分室
平城京新春マラソン	1/11	平城宮跡内	奈良市民走ろう会
スペシャルウインター2015 遣唐使の度～その出航までの足跡～	1/27～3/1	平城京歴史館	奈良県

注 平成25年度から平成28年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

イベント名	開催日	開催場所	主催
冬期リーディング事業 「遣唐使を救え！」	2/14～22	朱雀大路西側地区	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
平成27年度			
平城京天平祭 春	5/3～5	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
奈良盆地一周シクロラリー	5/31	朱雀門スタート	奈良盆地一周シクロラリー実行委員会
スペシャルサマー2015 平城京のアクセサリ	7/7～8/9	平城京歴史館	奈良県
平城宮跡資料館夏期企画展 「平城京”ごみ”ずかん-ごみは宝-」	7/11～9/23	平城宮跡資料館	奈良文化財研究所
2015クリーンアップならキャンペーン	9/6	平城宮跡	奈良県
平城京天平祭 夏	8/28～30	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
なら奈良まつり	9/5～6	朱雀門前広場	奈良商工会議所青年部
オリジナルミュージカル 「蒼秋の宴～海に託した絆～」	9/20～21	平城京歴史館	特定非営利活動法人大和絵巻実行委員会
庭の宴(東院庭園観月会)	10/3	東院庭園	奈良文化財研究所
ココロとカラダにいい古都にしよう	10/4	第一次朝堂院	らぼつ朋の会
平城宮跡資料館秋期企画展 「地価の正倉院展-造酒司木簡の世界」	10/17～11/29	平城宮跡資料館	奈良文化財研究所
天平の十三夜 観月会	10/25	第二次大極殿跡	平城京プリズム
平城京天平祭 秋	10/31～11/8	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
どんぐりひろい大会in平城京 2015	11/21	平城宮跡内	鹿サポーターズクラブ
奈良マラソン	12/13	朱雀大路	奈良マラソン実行委員会
平城京新春マラソン	1/10	平城宮跡内	奈良市民走ろう会

注 平成25年度から平成28年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

イベント名	開催日	開催場所	主催
大立山祭り	1/29～2/2	平城宮跡内	大立山実行委員会
スペシャルウインター2016 奈良と火の鳥～手塚治虫が描いた やまと～	1/26～3/6	平城京歴史館	奈良県
第35回毎日カルチャースペシャル 平城宮跡ラジオウォーク～天平人の春の宴に酔いしれて～	3/21	佐伯門東側広場	MBSラジオ
平成28年度			
平城京天平祭 春	5/3～5	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
奈良盆地一周シクロラリー	5/29	朱雀門スタート	奈良盆地一周シクロラリー実行委員会
平城宮跡フォトウォーク 春 東めぐり篇	6/19	平城京歴史館 朱雀門	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
阿倍仲麻呂1300年 古代への旅立ち～遣唐使、平城京 出立～	6/25～26	平城京歴史館	奈良県
平城宮跡資料館夏期企画展 「ナント！おいしい！？平城京！！」	7/23～8/31	平城宮跡資料館	奈良文化財研究所
天平たなばた祭り(平城京天平祭)	8/26～28	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
なら奈良まつり	9/3～4	第一次朝堂院	奈良商工会議所青年部
2016クリーンアップならキャンペーン	9/4	平城宮跡	奈良県
東アジア文化都市	9/9～10/24	第二次朝堂院	奈良市
東院庭園観月会	9/17	東院庭園	奈良文化財研究所
ジャパンオペラ奈良公演『トウランドット』	9/22・24	第一次大極殿院	さわかみ芸術振興財団
十五夜の宴2016 ～新月、古都奈良で出会う六つの体験～	10/1～4	第一次大極殿院前	らほつ朋の会
平城宮跡資料館秋期企画展 「地価の正倉院展 式部省木簡の世」	10/15～11/27	平城宮跡資料館	奈良文化財研究所
みつきうまし祭り(平城京天平祭)	10/29～11/6	平城宮跡内	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会

注 平成25年度から平成28年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

イベント名	開催日	開催場所	主催
航空自衛隊奈良基地60周年記念イベント ブルーインパルス	11/5～11/6	平城宮跡上空	航空自衛隊
フェラーリ・カヴァルケード・インターナショナル2016	11/13	第一次大極殿院進入路	Ferrari Corporate
平城宮跡フォトウォーク 秋 西めぐり篇	11/15	第一次大極殿院	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会
大立山祭り	1/25～1/29	平城宮跡内	大立山実行委員会
奈良マラソン	12/11	朱雀大路	奈良マラソン実行委員会

注 平成25年度から平成28年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載



平城宮跡エントランス駐車場等入庫台数実績

(単位:台)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
平成23年度	普通車	5,132	3,786	3,253	2,527	5,336	4,563	4,481	2,947	3,613	2,715	3,794	46,102	
	バス	284	825	495	136	217	811	1,052	200	118	120	208	4,707	
平成24年度	普通車	4,423	3,760	2,603	2,315	5,109	4,842	4,513	2,089	2,942	2,417	4,189	43,198	
	バス	347	764	448	147	151	237	623	189	98	121	189	3,867	
平成25年度	普通車	4,023	5,510	2,769	2,201	3,588	4,850	3,323	2,308	3,414	2,055	3,573	42,685	
	バス	356	1,078	512	172	145	257	572	233	110	113	193	4,229	
平成26年度	普通車	3,934	5,257	2,685	2,002	4,750	4,974	3,481	2,251	3,055	2,479	3,235	43,235	
	バス	235	966	432	131	136	186	488	97	58	135	163	3,320	
平成27年度	普通車	3,416	5,258	2,383	2,518	4,615	5,284	4,351	2,672	6,053	4,388	4,024	49,757	
	バス	256	626	462	271	431	256	582	233	207	199	220	4,129	
平成28年度	普通車	3,455	2,905	2,281	朱雀大路南側 バス駐車場									
	バス	298	633	419										
				54	159	140	302	156	90					
													8,641	
													2,251	

注) ・平成23年度～平成28年度6月分は、特別史跡内に設置されていたエントランス駐車場(乗用車285台、バス40台/無料)の実績
 ・平成28年度7月以降は、朱雀大路南側に設置されているバス専用駐車場(バス12台/無料)の実績
 ・平成23年4月(29～30日)、5月(1,3～5日)、平成24年5月(3～6日)、11月(10～11, 17～18日)は、パーク&バスライドを実施しており、普通車の駐車を制限(身障者のみ利用可)
 ・平成24年度～平成26年度のバス台数については、周遊バスやシャトルバスを除いた台数
 ・平成28年6月30日をもってエントランス駐車場閉鎖、平成28年7月23日より朱雀大路南側駐車場(バス専用駐車場)供用開始

応募説明会 案内図

車で来場する場合

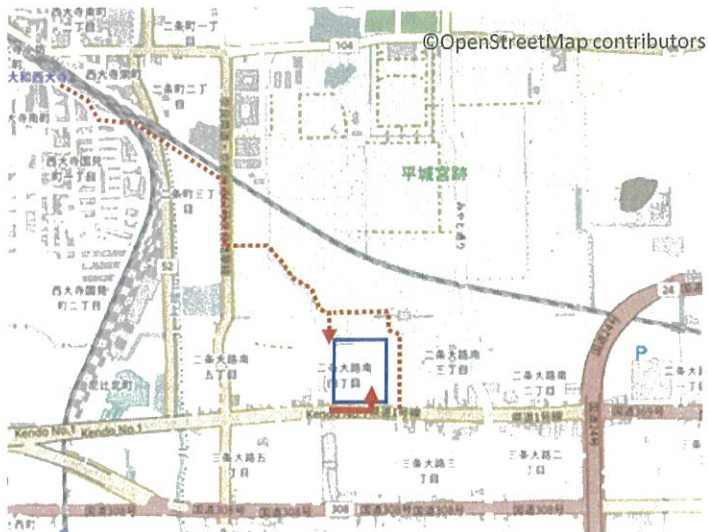


大宮通り（県道1号線）を西から東進し、左折入場してください。

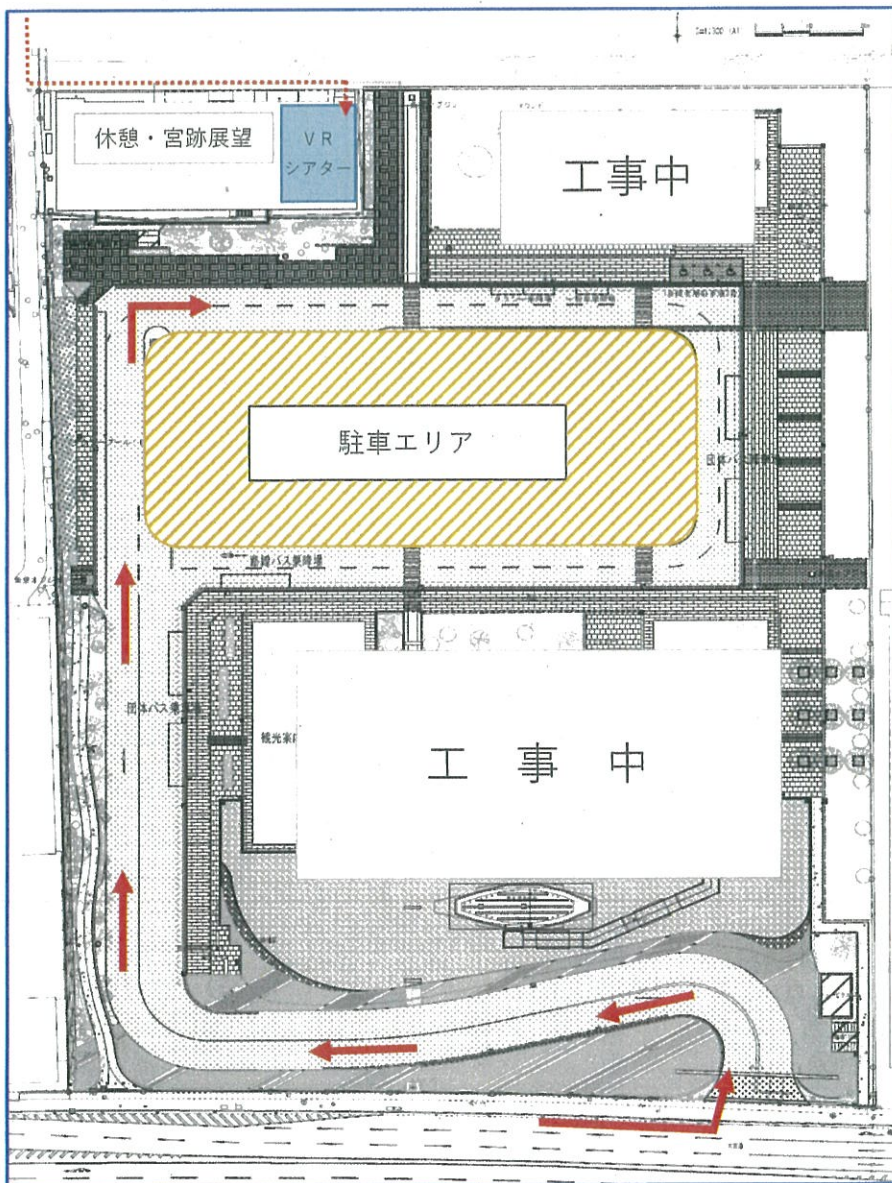
徒歩で来場する場合



朱雀門北側の園路から、公園西側の道路を南下して、東北角から敷地へ入ってく



※大宮通り(県道1号線)からは左折入場しかできません。



※公園内は、現在公園工事中のため、職員の指示、誘導に従ってください。

応募説明会 案内図

車で来場する場合



大宮通り（県道1号線）を西から東進し、左折入場してください。

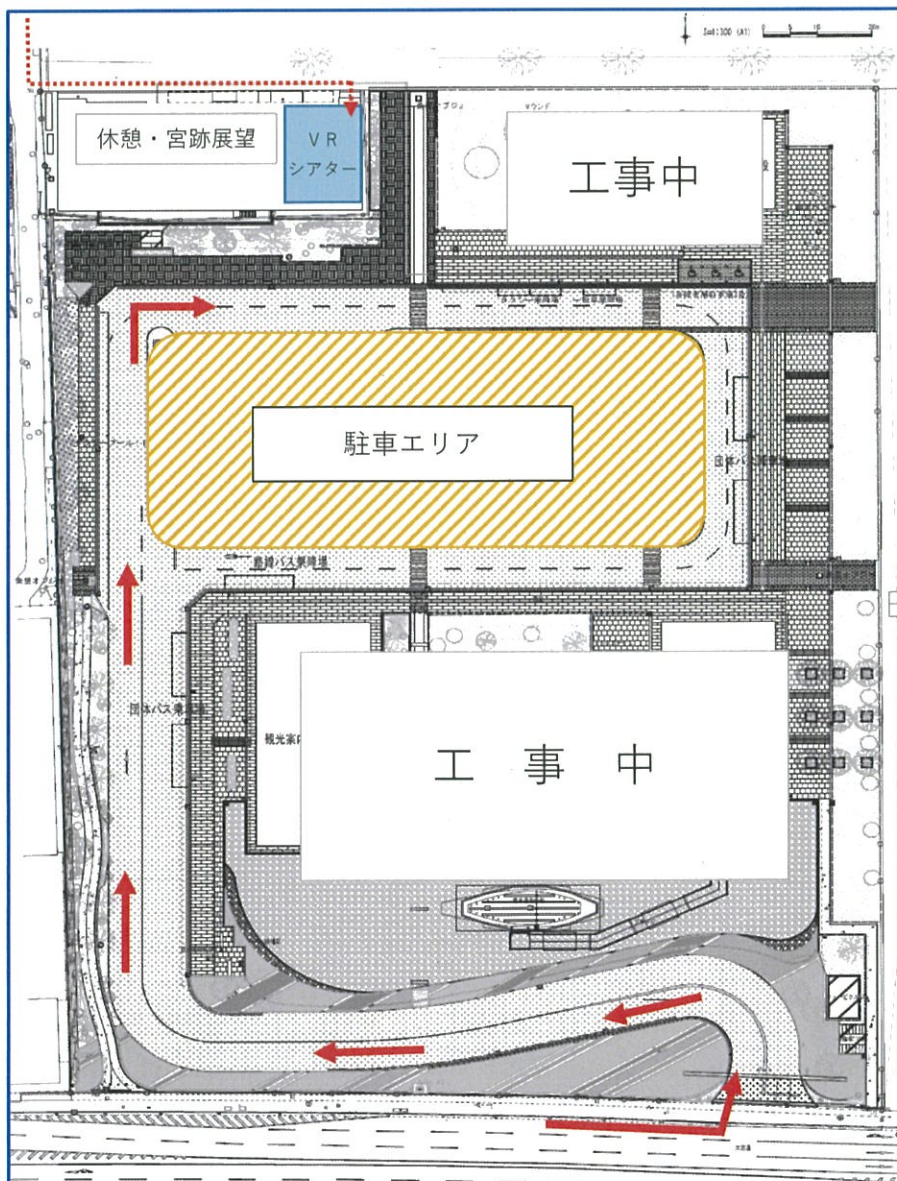
徒歩で来場する場合



朱雀門北側の園路から、公園西側の道路を南下して、東北角から敷地へ入ってく



※大宮通り(県道1号線)からは左折入場しかできません。



※公園内は、現在公園工事中のため、職員の指示、誘導に従ってください。



(奈良県公契約条例第8条関係 特定公契約特約条項)

特定公契約特約条項

(総則)

- 第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される協定（以下「本協定」という。）と一体をなす。
- 2 奈良県及び本協定の受注者は、本協定が奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本協定を誠実に履行しなければならない。
- 3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

- 第2条 受注者は、条例第6条第2号の規定に基づき、本協定の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。
- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

- 第3条 受注者は、条例第9条及び施行規則第7条の規定に基づき、協定締結後速やかに、特定公契約履行責任者1人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

- 第4条 受注者は、条例第10条及び施行規則第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。
- (1) 本協定が条例に規定する特定公契約であること。
 - (2) 受注者及び下請負者等は、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項の遵守を約していること。
 - (3) 特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができること。
- 2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うこともできる。
- 3 奈良県は、第1項の規定による明示の状況を確認するものとする。
- 4 奈良県及び受注者は、第1項第3号による申出を受けたときは、誠実に対応しなけ

ればならない。

- 5 奈良県及び受注者は、本協定に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。
- 6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

- 第5条 受注者は、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。
 - (1) 下請負者等は、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - (2) 下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本協定に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
 - (3) 下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
 - (4) 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
 - (5) 下請負者等が、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。
- 2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
- 3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

- 第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。
- 2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

(説明等の要求)

- 第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。
- 2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなければならない。

(立入調査)

第8条 奈良県は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。

2 受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。

3 受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。

4 奈良県は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第14条、施行規則第11条及び前3項の例による。

(措置報告)

第9条 奈良県は、条例第15条第1項及び施行規則第12条第1項の規定に基づき、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、受注者にその内容を通知するものとする。

2 受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第15条第2項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第15条第3項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

5 受注者は、第2項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

第10条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本協定の履行完了後2年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

第12条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

(その他)

第13条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本協定及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。

